

文化庁移転協議会（第3回）議事概要

日時：平成 28 年 12 月 19 日（月） 11:30～12:00
於：文部科学省 3 階 2 特別会議室

○出席者

前川文部科学事務次官，唐澤内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官，河村内閣官房内閣審議官，中川内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補，中岡文化庁次長，奈良内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長，新川内閣官房内閣審議官，山内京都府副知事，岡田京都市副市長，若生内閣官房内閣人事局人事政策統括官（オブザーバー），藤井財務省主計局次長（オブザーバー），中尾財務省理財局次長（オブザーバー）

（前川事務次官）

ただいまから第 3 回文化庁移転協議会を開催する。

-資料の説明・協議-

（中岡次長）

平成 29 年 4 月から文化庁の組織として京都に地域文化創生本部（仮称）を設置する予定であり，庁舎の場所は，京都市東山区にある京都市上下水道局旧東山営業所に内定した。組織については，創生本部に本部長等を置き，本部長は文化庁長官，本部長代理は文化庁次長，副本部長は長官官房審議官，文化部長，文化財部長及び文化財監査官をもってそれぞれ充てる。また，京都に常駐する事務局として，国から 10 人，京都府・市から 10 人，関西地域の地方公共団体，京都商工会議所を含む経済界，大学等研究者等の非常勤を含め 10 人程度をそれぞれ予定し，全体で 30 人程度の体制を構築することを考えている。

事務局には，事務局長，副事務局長のもと，総括・政策研究グループ，暮らしの文化・アートグループ，広域文化観光・まちづくりグループの 3 つのグループを設ける予定。

また，テレビ会議等 ICT を活用しつつ，本部会議の適宜開催など，文化庁全体で創生本部を支え，協働する体制を構築するとともに，地元との連携・協力等を図るための地域文化創生連絡会議（仮称）も設置する予定。

（岡田副市長）

先行移転の場所が内定したということで，我々も最大限全力で御協力，また主体的にやらせていただきたい。

(河村内閣審議官)

「本格移転先の候補の選考結果」について御説明申し上げます。本格移転の場所については、資料の 3 の選考の観点で述べられていること、必要な条件を考慮しつつ、年内目途に複数の候補を選考することとされていた。

これを受け、文化庁において委託による調査を進め、そのレポート等をもとに、先般開かれた文化庁移転協議会幹事会において検討を加え、選考が行われた。移転先の候補は 14 件で、京都府・京都市から御提案のもの、国や独立行政法人の所有するもの、民間オフィスの可能性について調査検討が行われた。

選考の観点は、8 月の「文化庁の移転の概要について」にあるとおり、「新・文化庁」にふさわしい移転先であること、また、移転先に必要な条件として文化的な環境の中にあること、交通の便がよいこと、我が国の政府機関としての適切なオフィスであることや適正規模、ICT 環境の可能性、耐震性等の防災の観点があった。

その結果、選考した移転先候補として、資料の表に掲げてある 4 か所 5 件となった。今後、それぞれについての改修や建て替え等利用方法の想定も含めて、更に検討を深めていくこととなった。

(中川総括官補)

今後、それぞれの物件について改修又は建て替えを想定しながら検討を進めていく中では、当初京都への全面的な移転を政府として決断した際に京都府・市側からあった応分の負担をどうしていくのかという実態的な話を御相談することになると思う。来年の夏までに最終的な候補地を決めるということになっているので、そのための御協力をよろしく願いたい。

(河村内閣審議官)

「文化庁の移転について（案）」について御説明申し上げます。4 つのパートに分かれおり、1. はこれまでの工程の確認・要約。2. は平成 29 年度からの先行移転についての記述。3. は文化庁の機能強化と抜本的な組織改編。4. は本格移転について、となっている。

1. のこれまでの要約においては、文化庁の本格移転に当たっては、「新・文化庁」として、今後、企画・立案体制を強化するとともに、関連分野との連携強化、総合的に施策を推進するための体制を、行革の観点も踏まえつつ、構築する必要があるという共通認識等を記載している。

2. の先行移転については、先ほど文化庁から御報告があった内容が記載されている。

3. の文化庁の機能強化と抜本的な組織改編については、8 月には、当協議会として今後のあるべき姿を描いたが、11 月に文部科学大臣の要請を受けて文化審議会が取りまとめた答申が出されており、その知見を生かして機能強化について記載しているもの。今後、「新・文化庁」がオールジャパンの視点に立ち、政策を相乗的に行っていくということが記述されている。幹事会においては、機能強化のために必要な法制上の措置を講ずることを検討することも重要であるという御意見が出された。大きな方向性については、国会等で行われている検討への対応を積極的に受け止めていくということで、方向性に

については大きな異論はなく、幹事会の共通認識となった。

4. の本格移転について、全面的な移転という方針を踏まえつつ、これまでの基本方針等で示された視点、実証実験や先行移転の検証を踏まえ、必要となる組織体制の大枠を明らかにし、その整備と併せて、円滑に移転を実施するという点について、更に具体的に検討を進めていくということ。移転場所・移転費用等については、今後更に検討を加え、先ほど中川総括官補からも御発言のあった通り、平成 29 年 8 月末を目途に具体的な庁舎の場所を決定する。それに向けて、精力的に検討を進めるということで、移転先の候補については先ほど御説明した選考結果を掲げている。また、移転先のケースに応じ、地方財政法をはじめとする関係し得る法令の法的な課題等について、関係省庁とも連携しながら、引き続き検討を進めることとしている。円滑な移転のための環境整備としては、住環境の確保、処遇面、福利厚生等について、引き続き検討を進めることとしている。また、独立行政法人の在り方については、抜本的な組織改編の検討と並行して、更に検討を進めていくこととしている。

(山内副知事)

文化庁の移転については、明治維新以来初めての地方への国の機関移転について、国家的な意思形成をしていただき、まず感謝申し上げたい。

30 人程度で先行的に移転する地域文化創生本部（仮称）について、関西広域連合の各府県・政令市、関西経済連合会、京都商工会議所等から人の派遣について御支援いただけるよう準備を進めており、一定の方向性が見えてきたところ。関係各所からの支援を得られやすいよう、地域文化創生本部それ自体の位置付けを、8 月の文化庁の移転協議会で認めていただいたところから逸脱しない範囲で明確にさせていただきたく、主旨を変えない程度で、多少の修文をさせていただきたい。

1 点目として、1. (2) ②について、地域文化創生本部（仮称）が本格移転の準備段階であることを明記するため、本格移転の準備を関係部署と調整して進めるために、29 年度から文化庁の一部を先行的に移転するというニュアンスの加筆を頂きたい。

2 点目として、次の③の一番後ろの、新執行体制の業務に一時の停滞も来さないようにという記述について、東京及び京都で運用を開始するというニュアンスにさせていただきたい。

3 点目として、2 ページの (i) 総括・政策研究グループの業務の中に、本格移転に向けた準備も明記し、きちっと位置付けていただきたい。

4 点目として、4 ページの 4. (1) の部分において、円滑な移転を遅滞なく実施することについて明記いただきたい。今までの議論からはみ出すところではないと考えるので是非御検討いただきたい。

(岡田副市長)

京都市も同様に考えている。もし今の修文をお認めいただける場合は、資料 1 の修正も併せてお願いしたい。

(河村内閣審議官)

全体として前向きに進めていこうということをより明確にする趣旨であるので、皆さんよろしければ、こうし

た修正案も入れての合意としていただければと思う。

(中川総括官補)

地域文化創生本部（仮称）の業務に本格移転の準備も明記するのはある意味当然のこと。また、一時の業務の停滞も来さないということは当然のこととして、東京と京都で運用をしていくということについても、これまで議論してきたことであるし、修正案は全く問題ない。

(中岡次長)

京都で実際に文化庁の職員が常駐をするのだから、今後の準備は、地域文化創生本部（仮称）と両方でやっていくということだと思う。また、今後とも遅滞なく進めていくという趣旨は共有できるものと考えている。

(前川事務次官)

それでは修正案を認めるということでよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

(前川事務次官)

それでは、4点の修正案を加えた上で、資料3の「文化庁の移転について（案）」については取りまとめをしたい。

今後の運びについて、まず来年4月の地域文化創生本部（仮称）の設置に向け、皆様の格段の御協力をお願いしたい。また、本格移転に向けて具体的な庁舎の場所等について、来年8月末を目途に取りまとめを図っていきたいと考えている。

(以上)